



# 金 沢 市 公 報

号外第20号

令和3年(2021年)10月29日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次	ページ	○住居表示を実施すべき区域について街区符号及び住居番号を付けたことについて	
●告 示			
○町の区域及び名称の変更について		( " )	1
	(市民協働推進課)		1

## 告 示

### ●金沢市告示第314号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により町の区域及び名称を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示し、令和3年11月1日から効力を有するものとします。

令和3年10月29日

金沢市長 山 野 之 義

変更後の町	左の区域に変更される従前の区域	
	町	地 番
金石上越前町	金石西4丁目	229～232、234、236、242の1、243の1、246の10、255の2、256の1、256の2
	金石北1丁目	446～448、451、452、454、455、458、459、461～464、467、471、472の1、472の2、477の1～477の4、478～480、481の1、481の2、482～484、487、489、491、492、493、495～503、505の2、571～573、575～578、579の1、579の2、588の1、588の2
	金石北2丁目	21、24、26、37、47、50、54～57、60、65、65の1、68～71、73、74、76、79、81、84～86、88
金石相生町	金石北3丁目	177、179の1～179の21、181の1、181の2、188、189の1、189の2、190の1、190の2、191の1、191の2、193～195、204の1～204の6、205の1、205の2、208の5～208の7、210～212、214の1～214の15、219、220の1、220の2、221、222の1～222の9、223～227、229の2～229の38、230の1、230の2、231、240の1～240の6、241の1、411の1～411の6、412の1～412の6、413の1～413の4

区域内に介在する道路、水路等の国有地及び市有地の全部を含む。

### ●金沢市告示第315号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第2項の規定により住居表示を実施すべき区域について街区符号及び住居番号を付けたので、同条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和3年10月29日

金沢市長 山 野 之 義

#### 1 住居表示を実施すべき区域

変更後の町	左の区域に変更される従前の区域	
	町	地 番
金石上越前町	金石西4丁目	229～232、234、236、242の1、243の1、246の10、255の2、256の1、256の2
	金石北1丁目	446～448、451、452、454、455、458、459、461～464、467、471、472の1、472の2、

		477の1～477の4、478～480、481の1、481の2、482～484、487、489、491、492、493、495～503、505の2、571～573、575～578、579の1、579の2、588の1、588の2
	金石北2丁目	21、24、26、37、47、50、54～57、60、65、65の1、68～71、73、74、76、79、81、84～86、88
金石相生町	金石北3丁目	177、179の1～179の21、181の1、181の2、188、189の1、189の2、190の1、190の2、191の1、191の2、193～195、204の1～204の6、205の1、205の2、208の5～208の7、210～212、214の1～214の15、219、220の1、220の2、221、222の1～222の9、223～227、229の2～229の38、230の1、230の2、231、240の1～240の6、241の1、411の1～411の6、412の1～412の6、413の1～413の4

区域内に介在する道路、水路等の国有地及び市有地の全部を含む。

2 住居表示を実施すべき期日

令和3年11月1日

3 住居表示の方法

街区方式

4 街区符号及び住居番号

別冊「旧町名復活事業（金石上越前町、金石相生町）旧新・新旧住居表示対照表」（登載省略）のとおり

令和3年(2021年)10月29日 印刷

発行人

金 沢 市

令和3年(2021年)10月29日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

(株) 共 栄